

社会福祉法人山梨福祉事業会行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～令和4年3月31日までの6年間

2. 内容

目標1：育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、管理職の研修等の啓発活動を行う。

<対策>

- 平成28年2月～ 職員や管理職へのアンケート調査による実態把握、検討開始
- 平成28年4月1日～ 制度に関するパンフレットの作成・配布などによる職員への周知
- 平成28年4月1日～ 幹部職員を対象にした研修の実施

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成28年2月～ 周知方法の検討開始
- 平成28年4月1日～ パンフレットの作成やイントラネット等による職員への周知、職員への説明会の開催

※ 平成31年3月29日 計画変更（計画期間の変更） 変更箇所は下線部